

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和6年12月多度津町議会第4回定例会におきまして、まず第1点目に「重点支援交付金の増額は、町民の暮らしを支える支援や暮らし応援への活用を」、2点目に「循環型交通体系と町民の人権、交通権、移動権での地域公共交通による町の活性化について」3点目に「防草シートの活用について」、町長、教育長、そして各関係担当課長に対し、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず最初に、1点目の「重点支援交付金の増額は、町民の暮らしを支える支援や暮らし応援への活用を」についてであります。

政府の経済対策に盛り込まれた「重点支援地方交付金」、つまり臨時交付金であります。この概要が判明を致しました。政府は11月22日、新たな経済対策、つまり国民の安心、安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を閣議決定を致しました。物価高騰対応などを柱とし、事業規模は39兆円程度で、この裏付けとなる補正予算案を12月上旬に国会へ提出しております。長期にわたる賃金の低迷に物価高騰が加わり、実質賃金が減少し続けるもと、求められているのは、国民の暮らしを支え、所得を増やすことでございますが、今回の経済対策では全く不十分でございます。

しかも軍事力の抜本的強化まで盛り込まれております。同時に地方公共団体からの要望が強かった重点支援地方交付金の増額は、自治体の独自施策の財源となるものであります。内閣府は、経済対策が閣議決定された22日、事務連絡「重点支援地方交付金」の追加についてを各都道府県に発出し、自治体での具体化を急ぐよう呼びかけております。また、経済対策では「重点支援地方交付金」つまり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、1.低所得世帯支援枠の追加、2点目に推奨事業メニュー枠の追加が明記されました。それぞれの交付限度額は補正予算案の編成を踏まえ、後日、通知するとしたものの自治体に対し、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めて頂きますようお願いいたします。と要請をしております。また、市町村へもこの旨、速やかに周知して頂き、市町村において対策の早期執行に向けた検討も求めています。内閣府への聞き取りでは、制度概要は昨年度の制度設計と変わらないとしており、推奨事業メニュー枠は、自由度の高い財源として使い勝手のいい交付金であります。それぞれのポイントは以下のとおりです。

まず、低所得世帯支援枠でございます。これは給付事業としてであります。これは住民非課税世帯1世帯当たり3万円を給付し、住民税非課税世帯の子ども1人当たり2万円の追加。給付、これについては、内閣府は自治体独自の上乗せは可能としております。推奨事業メニュー枠の活用が想定されます。次に推奨事業メニュー枠でございますが、まず、生活支援でございます。これは小・中学校等における学校給食費の支援やLPガス、プロパンガス使用世帯への給付等の支援など。子育て世

帯支援として、低所得のひとり親世帯への給付金等の支援も可能であることを明確化したものであります。そして、事業者支援でございます。これは、中小企業、農林水産事業者、地域観光業、医療、介護、保育施設、学校施設、商店街、自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援などであります。新たに追加された事業と致しましては、灯油支援、地方公共団体における水道料金の減免にも対応出来ます。内閣府は、個別自治体への交付限度額について補正予算での財務省との折衝次第だが、昨年度を上回るよう努力するとしている訳でございます。そこで、お尋ねを致します。

第1点目に、低所得世帯支援枠、つまり給付事業であります。推奨事業メニュー枠での生活者支援、事業者支援、新たに追加された事業などについて、これら対策の早期執行に向けた検討を求められておりますが、町では具体的に自由度の高い財源として使い勝手のいい交付金の重点支援交付金の増額について、どのように検討して予算化しようとしているのかお尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の重点支援地方交付金の増額に係る検討・予算化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、当該交付金については内閣府地方創生推進室より地方自治体に対し、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めるよう事務連絡が発出されており、11月29日には当該交付金の追加を含む国の「令和6年度補正予算（第1号）」が閣議決定され、12月9日に補正予算案が国会に提出されたところであります。

国の経済対策においても「経済対策の早期執行」が挙げられておりますので、当該交付金を有効に活用した事業の効果的な実施に出来るかぎり早期に取り組む必要があるものと認識しております。

しかしながら、現在、国から各自治体に対して提供されている当該交付金に係る情報は、未だ不確実で非常に暫定的なものであり、国会において補正予算が成立した後には制度要綱や交付限度額なども正式に示されることから、現時点では当該交付金活用事業について公に決定したものではありませんが、これまで国から出された情報を遅滞なく庁内全部署に共有を図るとともに「物価高騰対策に資する事業」について各部署で内部検討を進めるよう、指示をしております。

今後、国の補正予算が成立した後、交付金の詳細を精査した上で、全庁的に連携をし、本町として実施する事業の検討を早急に進めていきます。今後の詳細なスケジュールなどは現時点では未定ではございますが、これまでと同様に当該交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた住民や事業者の方々に対する支援が適切かつ迅速に実施出来るよう、引き続き、庁内での緊密な連携と情報共有に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に２点目でございます。年末を控え、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者、学童・学生に対する支援は、具体的には今、何があるのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（山内 剛）

尾崎議員の物価高騰の影響を受けている生活者等に対する支援についてのご質問のうち、生活者に対する支援について答弁をさせていただきます。

重点支援交付金の低所得世帯支援枠を活用した給付事業は、これまでも行っており、直近では「令和６年度多度津町物価高騰支援給付金事業」を実施しました。

本事業は令和６年６月３日を基準日として、新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯となった世帯に対して１世帯当たり７万円を、１８歳以下の子どもがいる世帯は１人当たり５万円を支給するものですが、１０月３１日で受付期間が終了したため、現在は低所得世帯に対する給付事業は行っていないですが、町民の方から生活保護や生活困窮等に関する相談があれば、社会福祉協議会のフードバンク等をはじめ、関係機関と十分に連携しながら個別に対応を行っています。

また、今回追加された低所得世帯支援枠の１世帯当たり３万円の給付事業についても今後の国の通知等を注視し、遅滞なく対応出来るよう努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（植松 肇）

尾崎議員の物価高騰の影響を受けている生活者等に対する支援についてのご質問のうち、事業者に対する支援についての答弁をさせていただきます。

事業者に対する物価高騰対策に関する重点支援交付金の活用については、現在、全国的に多くの地方自治体がその重要性を認識し、様々な施策を検討しています。特に中小事業所や消費者に対する支援は、地方経済の安定と持続的な発展にとって欠かせない要素であると考えています

今回の交付金活用についても多度津商工会議所や県などの関係機関との情報共有と連携、また、包括連携協定による町内金融機関との情報交換などを通じ、必要な支援について周辺自治体の動向も注視しながら検討を進めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

教育総務課長（池田 友亮）

尾崎議員の物価高騰の影響を受けている生活者等に対する支援についてのご質問のうち、学童、生徒に対する支援について答弁をさせていただきます。

現在のところ、年末を控えて物価高騰の影響を受けている学童、生徒に対する支援は、教育委員会においてはありません。しかしながら、多度津町就学奨励費支給要綱の規定により、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対して必要な学用品費、通学用品費、学校給食費などを通年で支給しております。併せて、

令和5年度より園児、児童、生徒に対して給食費の物価高騰分を町費で対応しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に3点目でございます。物価高対策のための小・中学校における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用出来るマイナポイントなどの発行による消費下支えの取組、また、プロパンガス使用世帯への給付等の支援、特別高圧やプロパンガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産業者、地域観光業、医療、介護、保育施設、学校施設、また、商店街、自治会、厳冬期での灯油支援、地方公共団体の水道料金の減免、地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化、子育て世帯でのひとり親世帯への給付金等の支援などの事業がありますが、支援内容は、町として個々に現状では、どのように必要かつ有効、効果的に支援しているのかお尋ねを致します。

総務課長（谷口 賢司）

尾崎議員の物価高対策のための各種支援事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先程答弁した支援内容のほか、令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を繰り越して活用し、エネルギー価格の高騰等やゼロカーボンシティの実現に向けた多度津町省エネ家電買換促進補助金として、エアコン、冷蔵庫、テレビ及びLED照明器具の省エネ製品に買い換える経費に対して支援を行いました。

国の交付金を利用して支援出来る施策は、令和5年度に終了していますが、今後、国の交付金等を使って物価高騰に対する負担への必要な支援が出来る機会があれば、効果的に支援出来るよう国の動向を注視してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、次に循環型交通体系と町民の人権、交通権、移動権での地域公共交通による町の活性化についてであります。

地域公共交通は住民の足であり、通学や通勤、買物や鑑賞など文化活動になくてはならない乗り物であります。とりわけ運転取得年齢、つまり、自動車では18歳、バイクでは16歳に至らない子どもや高齢者、障害者にとっては、移動の自由の保障そのものであります。路線系統、運転間隔、運賃など、その利便性と車両や停留所の快適性などは、地域の生活の質に直結をしている訳であります。

また、人の生活は自分が移動したり、物を移動させることなしには成り立ちません。日本では東京一極集中の国土計画が推進され、新幹線や高速道路の全国ネットワークに巨額の資金と人的パワーが注がれてきました。自動車産業を支援するため、道路予算の財源はガソリン税や自動車税などを近年まで目的税とし、道路建設に注入をしてきました。しかし、鉄道や路線バスなど地域公共交通は、自前の資金

での運営へ余儀なくされてきた訳であります。農林漁業を初め、地場産業の衰退、立地企業の撤退、追い打ちをかけるような地震や豪雨災害で急速に進む人口減少の進行と地域衰退により、地域公共交通は崩壊の淵に立たされている訳であります。1960年代から60年間の高度経済成長、国土開発計画、新自由主義政策の結果が政府をして「地方創生の失敗」を認めざるを得ない地方の激しい人口減少、疲弊、衰退なのであります。今春の運輸労働省の働き方の法改正を口実にした路線バスの大規模な路線廃止や減便、地域の鉄道、軌道の現況は、今、各地でバス路線の減便、大幅な路線廃止、値上げなどの動きが広がり、ローカル鉄道の存続もダイヤ改正、減便、値上げで瀬戸際の危機に立たされております。

しかし、現在の危機的な状況に対して、国の政策もようやく変化の兆しを見せつつあります。昨年の地域公共交通活性化再生法の改正、つまり、2023年10月施行でありましたが、これで公共交通について、国や自治体が財政的にも責任を持っていく方向に一步を踏み出しました。少なくとも政策上は黒字、赤字に関わらず地域の交通ネットワークを維持していくために、自治体や国から補助出来る可能性が出てまいりました。さらに昨年の法改正で、全ての自治体は公共交通基本計画を作らなければいけないことになりました。交通を「地域のインフラ、つまり、生活や産業の基盤となる設備」として考えていく重要な一步であります。既にある交通基本計画を改定するところも、これから作るところも住民を入れた協議会で議論をしていくことになっております。このようなことから「町内でどこに住んでいても安心して暮らせるまち」、「歩いて暮らせるまちづくり」、「公共交通は、人権、交通権、移動権での町民の暮らしを支える基盤の再構築」、「住民の暮らしやまちづくりの土台となる持続可能な地域公共交通の実現」、「誰もがいつでもどこでも安全で安心できる豊かな交通を享受できる地域社会」、「交通、移動の権利は、関連する人権を集合した新しい人権」、町民が安心して豊かな生活と人生を享受するためには、交通移動の権利が保障され、行使出来る環境が整えられることが必要でございます。

そこで、お尋ねを致します。1点目には、地域交通政策である多度津町公共交通基本計画は作成が義務付けられておりますが、現況ではどのようなになっているのかお尋ねを致します。

政策観光課長（吉田 拓也）

尾崎議員の多度津町公共交通基本計画の策定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問のとおり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法が令和2年11月に施行され、全ての地方公共団体に対して地域公共交通計画策定の努力義務が課せられていることは承知しています。しかし、当該法律には策定期限などは定められていないことから、現時点で本町では策定に至っておらず、今後、地域

交通の検討やその進捗を踏まえながら、適切な時期に手戻りや過不足などが発生しない適切な内容で計画策定を進めていきたいと考えております。

現在、高齢化や核家族化の進行、運転免許証自主返納者の増加などの影響から日常の生活のための移動手段に関する住民の要望やニーズが高まっており、本町のこれからの地域交通の在り方について、自分ごと化会議における議論や他自治体の事例などの検証を行っております。

まずは、本町に最も適した地域交通についての検討や実証実験の開始を先行して行った上で、当該計画に関係する関係機関などの協力を頂きながら、計画策定にむけた協議会の立ち上げなどを行い、従来のタクシーや電車などに加えて今後、導入する新たな地域交通も含めた中で、本町の実情にあった地域公共交通計画の策定を進めていく必要があるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に2点目でございます。多度津町自分ごと化会議が開催されて4回目が終了しております。町民の移動手段の現状や課題が話し合われ、今後の町内での地域交通の在り方についての会議での意見、考えの集約は現時点ではどうなのかをお尋ねを致します。

政策観光課長（吉田 拓也）

尾崎議員の多度津町自分ごと化会議の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

「多度津町自分ごと化会議」については、本年7月から10月にかけて全4回開催し、委員の方々には本町の地域交通に関して熱心な議論を行って頂きました。

現在、全4回の自分ごと化会議において出された意見を取りまとめた提案書を共催事業者と各委員において作成して頂いているところでございます。今後、提案書の作成とその更正などの作業を進め、令和7年2月6日には、町長に対して提案書を提出頂く予定となっております。

提案書を提出頂いた後、本町に適した地域交通の事業計画などについて具体的な検討を進めていく予定としております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に3点目でございます。町福祉タクシー券の昨年度の利用実績と今年の12月までの利用実績と予算・決算はどのようなになっているのかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の高齢者福祉タクシー事業の利用実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和5年度の利用実績は対象者4,011人中、利用券の交付申請者は3,084人であり、使用された利用券は34,398枚でございました。

利用券の使用に係る予算額は当初予算及び補正予算を合わせて18,500千円、決算額

は17,199千円でございます。

令和6年度の利用実績は対象者4,168人中、11月末時点で交付申請者は3,143人であり、10月末までの集計となりますが、使用された利用券は20,644枚でございます。利用券の使用に係る予算額は17,000千円、10月末時点の利用料は10,322千円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。社協の「チョイ来た号」の昨年度の利用実績と今年の12月までの利用実績と予算・決算はどのようになっているのかお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の「チョイ来た」の利用実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

住民ボランティアにより行われている「移動サービス チョイ来た」は、令和6年4月現在、運転ボランティア23名、受付ボランティア41名で高齢者の移動支援をしております。

令和5年度の利用実績は登録者87人、累計利用者261人で、予算額は1,179千円、決算額は862,931円でございます。

令和6年度の利用実績は7月から利用日数を週2日から週3日に拡充し、登録者は136人、10月までの累計利用者は213人で、予算額は1,160千円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に5点目でございます。お隣の善通寺市のコミュニティバス「空海号」が、昨年3月末で廃止をされました。令和5年4月から試験運行していた「行きたいとき」に「行きたいところへ」で健康増進のための乗り合い送迎サービス「チョイソコ ぜんつうじ」が令和6年1月6日より、エリアが善通寺市内全域に拡大することとありますが、概要について、どういうものか説明を求めます。

政策観光課長（吉田 拓也）

尾崎議員の「チョイソコ ぜんつうじ」についてのご質問に答弁をさせていただきます。

善通寺市において、善通寺市内全域を対象とした会員登録制の乗り合い送迎サービス「チョイソコ ぜんつうじ」が運行されていることは承知しております。

当該サービスの詳細については全てを把握しておりませんが、電話及びインターネットで受付を行い、希望の停留所で乗降する乗り合い送迎サービスであり、利用料金は1乗車300円と善通寺市のホームページには掲載されております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

この善通寺の「チョイソコ ぜんつうじ」は1乗車300円、つまり往復しますと市

内では600円となる訳でございます。そして自動車は普通車3台、それで委託先は琴参バス株式会社でございます。もちろん有償輸送でございますから、運輸会社がしております。そして、市内全域に登録会員制ということで、今の時点では非常に便利だということで、これ以上増えたらどうしようかという嬉しい悲鳴が上がっているようでございます。このように市民全員が手軽に利用出来る。こういうシステムの乗り合い送迎サービス、これをすべきだと思います。そしてまた、停留所でございますが、これは市内にも停留所マップがありまして非常に多く343箇所ということで、ドアツードアに劣らないということで、非常に殺到しているようでございます。これも一つの参考として、今後、私たち多度津町もこのような利用方法をしていったらどうかということを提案をしたいと思いますが、それについて、少しお考えをお聞かせ下さい。

議長（小川 保）

再質問ですか。

議員（尾崎 忠義）

はい。再質問です。

政策観光課長（吉田 拓也）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、自分ごと化会議での提案書の提出が、まだでございますので、今後、実証実験等は予定をしておりますが、その詳細については現時点では未定でございます。しかしながら、近隣の善通寺市のそのような事業を始め、先進事例なども十分に研究を行いながら、多度津町の実情に合った住民の方が使いやすい地域交通を構築していきたいとこのように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に6点目でございます。まんのう町の福祉タクシー助成事業がありますが、どういうものか説明を求めます。よろしくお願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員のまんのう町の福祉タクシー助成事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まんのう町においては、高齢者又は心身に重度の障害がある方に対し、医療機関への通院に要するタクシー料金の一部を助成することとして、75歳以上の方及び身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者手帳1級又は2級、療育手帳A又はマルAのいずれかの手帳を持っている方が助成対象となるようでございます。

助成券については、75歳以上で手帳をお持ちの方は500円券を年間48枚、その他75歳以上の方及び手帳をお持ちの方は年間24枚交付されるようでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

このまんのう町の例も是非参考にして頂きたいと思います。

次に7点目でございます。全町民対象の交通移動手段として、今、考える時期に来ておりますが、町福祉タクシー券の見直しと社協の「チョイ来た号」の見直しが必要と考えますが、町の見解はどのようなのかお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の高齢者福祉タクシー事業及び「チョイ来た」の見直しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

高齢者福祉タクシー事業は平成26年に事業が開始され、令和元年度に対象年齢を80歳から75歳に引き下げ、また、支給額を5,000円から10,000円に引き上げ、事業の見直しを行っております。

「移動サービス チョイ来た」は、令和3年10月からのお試し運行を経て令和4年度に事業が開始され、令和6年7月には実施日を週2日から週3日に拡充されております。

なお、今後、高齢者福祉タクシー事業につきましては、利用者のニーズや「多度津町自分ごと化会議」においてのご意見、デマンド型交通の動向を注視し、必要に応じて検討していきたいと考えており、「移動サービス チョイ来た」も代表者を中心に総会等で検討されていくと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁がありましたけれども、この財源はご存じのとおり、私も反対したんですが、老人福祉の高齢者祝い金を削って財源とした訳でございます。それがそのままずっと続いて来ておりますが、この状況では効率と言いますか、行きたいところに行けないという状況が生まれている訳で、非常に不公平な制度となっております。そういう意味において、是非、見直しをして頂きたいと思います。これは私の意見でございます。

次に8点目でございます。近隣の丸亀市、善通寺市、三豊市との広域的立場での相互乗り入れで利便性を図るべきだと思っておりますが、町長の見解はどうなのかをお尋ねを致します。

議長（小川 保）

町長をご指名ですか。

議員（尾崎 忠義）

原稿では、そういう風にはしておりますが。

議長（小川 保）

通告では、町長というご指示はありませんが。

議員（尾崎 忠義）

書いています。広域やから町長の方に。

議長（小川 保）

町長を希望ということですね。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

この広域の中での公共交通につきましては、もう10年位前になるんですかね、丸亀、善通寺、多度津の中で、この公共交通の話をしました。丸亀と善通寺にはコミュニティバスが走っている。多度津には走ってなかったんで、それで2市1町で公共交通を運営していきましようっていう話を中讃定住自立圏域の中で、話をさせて頂きました。その中で丸亀市も善通寺市も費用が今以上に費用が掛かるということで、そのことに関しましては却下されました。そしてその後、じゃあどういう風にやっていこうかっていう中で独自の公共交通も踏まえながら、今、「チョイ来た」も含め、そして今、政策観光課の方で行っている事業も一つの施策だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

今の質問で、政策観光課の方から、一つ答弁をよろしくお願いします。

議長（小川 保）

ご指名ということですね。あんまり好ましくはありませんけれども、お答え申し上げます。

政策観光課長（吉田 拓也）

尾崎議員の広域的な相互乗り入れについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど町長が、これまでの経緯というのを概要をお話しさせて頂きました。

議員のご質問のとおり、住民の移動手段の確保と、より一層の利便性の向上を図るためには「広域化」は今後の大きな検討課題であると認識しております。

しかしながら、他市町の乗り入れを含めた広域化については、それぞれの区域にあるバスやタクシー、電車などの交通事業者との役割を明確にした上で、交通ネットワークを形成しなければ、既存の移動手段と競合することにもなり、民業圧迫などによる既存交通の利用者の減少や廃業などといった事態を招く恐れもあることから行政としての意向のみならず、それぞれの地域の住民や既存の交通事業者の方々のご意見も丁寧にお伺いしながら、慎重に検討を進めていく必要があるものと考えております。

現状、本町には行政として提供する交通手段がない状況ですので、まずは町内の地域交通をしっかりと確立した上で、将来的な広域での地域交通の導入に関しては、近隣の市町や関係団体とも継続的に協議を行いながら検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

民業圧迫、それから廃業、既存の交通の利用者の減少ということの悪い点ばかり

り言うておりますが、これは交通事業者が一生懸命考えて、町はそれに対して補助をするという方向に行けば、別に問題は起こらない訳でございます。

それでは、次の３点目にまいります。最後に防草シートの活用についてであります。

少子高齢化が年々進みまして、農道、水路、ため池の堤防などの草刈り作業の参加者が減少し、農地維持管理、水利権者によるため池保全管理での草刈り機使用による草刈り作業が困難かつ深刻さを極めてきております。そこで「農地維持管理省力化事業」としての採択要件として、受益戸数が２戸以上、圃場整備実施エリアで本事業を実施することにより、農地の貸借、集積、集約の促進強化が図られるもの。上記採択要件がクリア出来た地域に関して、官地部分のノリ面で直高１ｍ以上のノリ部分への防草シートの設置が可能となる訳であります。補助金と致しまして、まんのう町では県が５０％、町が５０％で、施工は直営、つまり、地元受益者が負担するということでございます。事業費の内訳と致しましては重機リース代、材料費、保険、燃料費があるとのことでございました。防草シートは、１０年から１５年の耐用年数があるとのことでございます。そこで、この防草シートとはどういうものをちょっとスライドで見て頂きたいと思います。これは、まんのう町の事例でございます。よろしくお願いします。これより、堤防のところに、こういう黒マルチをかけております。あるいは、このように傾斜地ですね。道路に面したところにやっております。また、このように観音さんがあるようなところでもこういう風に張っております。その間でポツポツ見えるのが、これが止め金でございます。これはやっぱり、農道の沿線の堤防でございます。同じく、これがなっております。それから、一番あるのは水路もこういう風に黒い防草シートで覆い出来るようになっております。これが、まんのう町の事例でございます。そして、そこでお尋ねを致します。第１点目には、多度津町では「農地維持管理省力化事業」として防草シートの活用を実施しているのかどうかをお尋ねを致します。

産業課長（植松 肇）

尾崎議員の農地維持管理省力化事業としての防草シートの活用の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

農地維持管理省力化事業は、農業者の減少傾向が続く中で多大な労力を費やしている農用地法面等の管理や水管理の省力化に要する経費に対し、県から一定の補助が行われる事業です。

農地維持管理省力化事業が新設されました平成２９年以降、本町においては当該事業を活用して防草シートの設置を行った事例はありませんが、これとは別事業である農地最適利用実現モデル事業においては、草刈り用の資機材導入や防草シートの設置について町内の水利組合を中心に制度の紹介と要望調査を行い、防草シートを実施したものは令和５年度と６年度を通して１件となっております。以上、答弁とさ

せて頂きます。

議員（尾崎 忠義）

2点目でございます。補助として県が50%、町が50%、これは、まんのう町の例でございますが、多度津町では補助が出来ないのかをお尋ねを致します。

産業課長（植松 肇）

尾崎議員の防草シートの設置の補助についてのご質問に答弁をさせていただきます。農地維持管理省力化事業は現在も利用可能で、例年9月頃までに町にご相談を頂ければ、県に対して予算要望を行い、採択されれば翌年度の事業として進めていきます。

議員のご指摘のとおり、草刈り作業は農業者の大きな負担となっていることから、これを減らすための施策は農地の維持管理のみならず地域の環境保全や防災上の観点からも重要であると考えられますので、先程の答弁にもありました農地最適利用実現モデル事業や多面的機能支払交付金の活用など、今後も要望の掘り起こしや利用しやすい制度について情報収集を行い、農業者と情報共有を図っていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に3点目に防草シートにも輸入品、国産品、オリジナル防草シート、国産強力防草シート、これは緑色でございます。強力雑草対策シート、止め金として釘タイプ、これは俗称つよまる君と言われているものもあります。ヘアピン杭、これは、クロマルツキでございます。また、黒ばんちゃん、これはパットのみが黒で、それとパットのみもあります。それとヘアピンタイなどの資材がありますが、町の資材推奨はどのようなものがあるかをお尋ねを致します。

産業課長（植松 肇）

尾崎議員の町の推奨する防草シート等の資材についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、防草シートには多種多様な製品がありますので、町が特に推奨する資材はありませんが、主に耐用年数と施工のしやすさ、そして価格が選択の要点になると思われます。

防草シートの最大のデメリットが設置時の手間と費用であることから、防草シートの耐用年数が概ね10年程度以上あるものが推奨されるかと思われます。また、留め具についても防草シートが容易に剥がれないよう、しっかりと固定する必要がある、設置する場所や防草シートの性質に適したものを選ぶため、事前にご相談頂き、施工業者や先行事例を参考に選定を進めて頂ければと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次4点目でございます。ため池が対象に入るのかどうか。対象外であれば、どの

ような対策、対応が求められるのか。

特に地元の私たち奥白方では、高齢者の増加と山池であるため池の急傾面、これが45度の前後でございます。堤の高さも15mから20mありました。非常に危険な状況での作業で、今後の管理が難しいと思われませんが、町の見解をお尋ねを致します。そして、ちょっと見て頂きたいのが、このような状況でございますので、よろしくお願い致します。

このように水路が非常に高い訳でございます。それから、これが私たちの八王子池の1番上の傾斜地で非常に下が水路で深いところでございます。このように石垣でした。上から下まででしたら非常に危険ということで、足元がふらついていけないということでございますので、このように非常に危ない中で作業をしております。これは下池の堤防でございます。このように堤防が非常にありましてですね、防草シートが出来るのかどうかということをお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

産業課長（植松 肇）

尾崎議員のため池は農地維持管理省力化事業の対象に入るのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

農地維持管理省力化事業の対象は、農用地法面等の管理や水管理の省力化に要する経費となっておりますので、ため池への施工を除外するものではないと解されますが、ため池法面への防草シート設置は推奨はされていません。

防草シートによる法面の被覆は一見すると草の成長を抑制し、管理が容易になると思われませんが、土壌の通気性を妨げ、土壌の酸素不足が起きることにより微生物活動が低下し、土壌の質の悪化、長期的には法面の安定性にも影響を及ぼす可能性があります。

さらに、目視によるため池堤体の状況確認が困難になることなどから、一般的にため池の法面は、被覆を行うべきではないとされています。

また、雨水や風による土壌の流出や浸食を防いだり、土壌の水分蒸発を抑え、ため池周辺の水分環境を安定させる効果を期待し、ため池の法面には草を生やしておくことが求められています。

農地維持管理省力化事業の目的は、農地等の維持管理に要する労力を軽減することですので、ため池法面の草刈りにかかる負担を軽減するための事業であれば、補助対象となります。

防草シート以外で補助対象となる例としては、カバープランツと呼ばれる地面を覆うように生育する植物を設置する事業で、草丈が低く草刈り等のメンテナンスの手間が少ないことから、維持管理の負担を軽減させることが出来ると考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後になりましたが、最後にカバープランツの補助対象の植物の具体的な説明を最後をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（小川 保）

最後の質問には、農地維持管理省力化事業に取り組んでいるのは、町内で具体的に何件とありますが。

議員（尾崎 忠義）

ちょっと時間の都合上で。

議長（小川 保）

省略はされないようにお願いを致します。

議員（尾崎 忠義）

分かりました。

議長（小川 保）

今のは、4番目の項目の再質問ということで、よろしいですか。再質問です。

産業課長（植松 肇）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、手持ちの資料がございません。後ほど詳しく資料の方をご提示して説明差し上げますので、よろしくお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後になりまして、有難うございました。

これで、私の一般質問を終わらせて頂きます。